

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による

こ
子どもが できなくなる

しゅ じゅつ ひと
手術などを 受けた人へ

かね
お金を 受けとる ことができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

ほうりつ ほんにん きも き
この 法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

こ しゅじゅつ
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

からだ や ころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

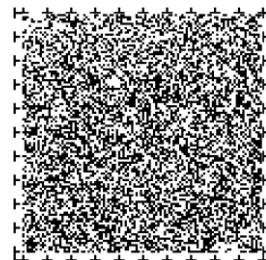
おわび すると かいて あります。

ほうりつ こ しゅじゅつ ひと
この 法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人に

かね ばら
お金を 払う ことを さだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和11年4月23日】

ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう
法改正により、請求期限が5年延長されました。



お^{かね}金をうけとることができる 人^{ひと}はどのような人^{ひと}ですか？

しょうわ ねん がつ にち から へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

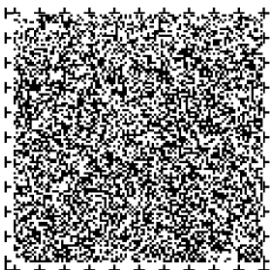
- こ ども が できなくなる しゆじゆつ 手術 を うけた ひと 人
- こ ども が できなくなるように ほうしゃせん 放射線を あてられた ひと 人 です。

うけとる お^{かね}金はいくらですか？

ひとり まん えん
一人 320万円 です。

いつまで て っづ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち
令和 11年 の 4月 23日 まで です。



かね を うけとる 手続き の 方法 が
わからなかったり 相談 したい 人は
す と どう ふ けん かていちょう まどぐち
住んでいる 都道府県 や こども家庭庁 の 窓口 に
そうだん
相談 しましょう。

● と どう ふ けん まどぐち つぎ
都道府県 の 窓口 は 次 の ページ にあります。

● かていちょう まどぐち
こども家庭庁 の 窓口

でん わ ばんごう ふあつくす
電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753

メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

うけつけじかん けつようび きんようび どにちしゆくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間 10:00~17:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

かね ほうほう お金をうけとるための方法

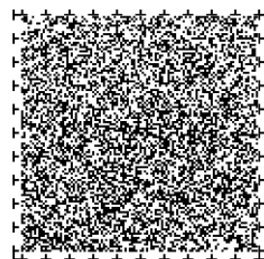


① せいきゅうしょ
請求書 を かきます

せいきゅうしょ かた と どう ふ けん まどぐち そうだん
(請求書 の かき方 が わからなかったら 都道府県 の 窓口 に 相談 できます)

② てつづ ひつよう しりよう しゅじゅつ しんだんしょ
手続き に 必要 な 資料 (手術 を うけた こと が わかる 診断書 や
じゅうみんひょう しょうがいしゃてちょう て
住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます

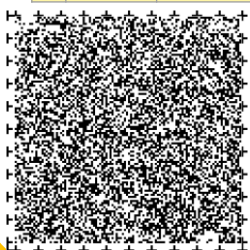
③ す と どう ふ けん まどぐち せいきゅうしょ しりよう だ
住んでいる 都道府県 の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します
(ゆうびん
(郵便 で おくる こと も できます))



と どう ふ けん の まど ぐち 都道府県の窓口

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和6年4月1日 現在

| No | 都道府県 | 窓口 | 電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ |
|----|------|-------------------------|---|
| 1 | 北海道 | 旧優生保護法に関する相談支援センター | 電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp |
| 2 | 青森県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp |
| 3 | 岩手県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所 | 電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ✉ AD0007@pref.iwate.jp |
| 4 | 宮城県 | 宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ✉ kosodates@pref.miyagi.lg.jp |
| 5 | 秋田県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ✉ hoken@pref.akita.lg.jp |
| 6 | 山形県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ✉ yusei@pref.yamagata.jp |
| 7 | 福島県 | 旧優生保護法に関する相談窓口 | 電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp |
| 8 | 茨城県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp |
| 9 | 栃木県 | 旧優生保護法関係相談窓口 | 電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp |
| 10 | 群馬県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp |
| 11 | 埼玉県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp |
| 12 | 千葉県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html |
| 13 | 東京都 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp |
| 14 | 神奈川県 | 旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口 | 電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom= |
| 15 | 新潟県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp |
| 16 | 富山県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp |
| 17 | 石川県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp |
| 18 | 福井県 | 健康福祉部子ども未来課、県内各健康福祉センター | 電話 0776-20-0286 (子ども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp |
| 19 | 山梨県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp |
| 20 | 長野県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp |
| 21 | 岐阜県 | 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口 | 電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp |
| 22 | 静岡県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp |
| 23 | 愛知県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp |
| 24 | 三重県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ✉ sodachi@pref.mie.lg.jp |
| 25 | 滋賀県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp |
| 26 | 京都府 | 京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル | 電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ✉ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp |
| 27 | 大阪府 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 28 | 兵庫県 | 旧優生保護法専用相談窓口 | 電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp |
| 29 | 奈良県 | 奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp |
| 30 | 和歌山県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp |
| 31 | 鳥取県 | 旧優生保護法相談・請求受付窓口 | 電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp |
| 32 | 島根県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp |
| 33 | 岡山県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp |
| 34 | 広島県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp |
| 35 | 山口県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp |
| 36 | 徳島県 | 旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口 | 電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp |
| 37 | 香川県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp |
| 38 | 愛媛県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 089-912-2405 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp |
| 39 | 高知県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp |
| 40 | 福岡県 | 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口 | 電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp |
| 41 | 佐賀県 | 旧優生保護法一時金請求相談窓口 | 電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp |
| 42 | 長崎県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp |
| 43 | 熊本県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp |
| 44 | 大分県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ✉ sodan12210@pref.oita.jp |
| 45 | 宮崎県 | 旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp |
| 46 | 鹿児島県 | 鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp |
| 47 | 沖縄県 | 子ども未来部子育て支援課母子保健班 | 電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp |



かていちょう とくせつ かくとうふけん
 くわしくは 子ども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みてください。
 きゅうゆうせいほごほう ゆうせいしゅじゅつとううかた
 旧優生保護法一時金特設サイト 「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>

